

中小企業・  
小規模事業者の  
みなさまへ

 厚生労働省 広島労働局

本事業は、厚生労働省 広島労働局から  
株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

働き方改革関連法が施行され、  
中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しが行われています。  
しかし、会社によって内容は必ずしも同じではありません。  
「経営者」「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、  
まずは専門家にご相談ください。

追加料金など一切なし

相談  
無料

# 「働き方改革」 準備できていますか？

1

有給休暇年5日取得

2019年4月1日より施行

2

時間外労働の上限

中小企業は、2020年4月1日より施行

3

同一労働同一賃金

中小企業は、2021年4月1日より施行

※労働者派遣法は2020年4月1日より施行

「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましょう!!

助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する  
アドバイスや、その申請方法について

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた  
生産性向上など環境整備について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための  
働き方の効率化や、業務の繁閑に  
対応した勤務体制の確立について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした  
雇用管理改善など、  
人材不足への対応について

働きがいを高める賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」  
などを参考にした非正規雇用労働者の  
処遇改善について

広島働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省広島労働局委託事業〉 <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hiroshima/>

携帯電話・  
タブレットから  
簡単アクセス



ご相談方法は  
裏面をご覧ください

# ご相談方法はコチラ

お電話・メール・来所  
いずれかでご相談

まずは社会保険労務士や経営コンサルタントが  
お悩みをお伺いします。

課題解決に向けた  
お手伝い  
〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等の専門家が  
事業所を5回まで訪問し、課題解決のための  
改善提案をおこないます。

ご相談窓口・お問い合わせ先

## 広島働き方改革推進支援センター 〈厚生労働省広島労働局委託事業〉

〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4F  
(株)東京リーガルマインド(LEC)広島支社内

受付時間  
9:00~17:00  
(土・日・祝日を除く)

0120-610-494  
E-mail [hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com](mailto:hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com)



## FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名		業種	
住所			
TEL		従業員数	
担当者名(部署・役職含む)			
訪問支援を希望しますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
ご相談内容			
<input type="checkbox"/> 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 助成金について			
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備			
<input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

宛先 広島働き方改革推進支援センター 行

FAX.082-500-6540